

①イギリスにおける救貧法は1601年に集大成されたが教区主義のため貧民が厄介者扱いされ、1662年定住地法に改定され、更に1772年にはワークハウス・テスト法に改定され、貧民になると労働能力のある者も強制的に収容された。そこでは労働を強制され貧民の虐待が行われるようになった。ワークハウスは貧民救済するところではなく貧民収容施設のようになった。

18世紀末にはイギリス国教会の福音主義運動により人道主義改革を唱える人々が出現した。それは道徳を基にしたものであり、彼らの罪の意識を克服するためのものであった。悲惨な状態にあった救貧法を改革する運動になり、その結果、1782年ギルバート法や友愛組合法が成立した。

ギルバート法はワークハウス・テスト法を廃止することが目的であり、救済方法を院内救済と院外救済に分けた。院内救済は労働能力のない貧民救済とし、院外救済は労働能力があり失業貧民をワークハウスから解放して、就労の便宜を受けたり賃金を補足する給付を受けたりするものである。18世紀末イギリスは凶作の時期に入り物価が上昇する。この時期には院外救済の手段として賃金補助、大家族を持つ労働者への手当支給、ラウンズマン制度、労働税などが実施された。失業労働者や雇用労働者には児童手当が支給された。賃金補助制度にスピーナムランド制度があり、救貧税を財源として家族数に応じた救済額が支給されるものである。この制度は失業貧民だけでなく働いている一般の労働者をも対象とした。最低生活水準の額が支給され、物価変動に応じて物価スライド制により補助額が変動するものである。

②ゴドウィン「政治的正義論」で彼の思想を次のように述べている。人間を幸福にする条件は教育、宗教的諸制度、政治制度の変革である。しかし現実に役立っていないのは理性が尊重されていないからである。もし平等な社会が実現すると人々は理性に基づき富の分配は平等になされ貧富の差がなくなり幸福な理想社会が実現する。

これに対してマルサスは、私有財産制、結婚制度、階級区分がある社会においては不平等社会とならざるを得ないと批判している。もしゴドウィンの理想社会が実現した場合、貧民は能力に応じた生活をする事なく結婚し子供を産み人口が増加し、社会は全てを養うことができなくなり、貧民自身に対する救済力が少なくなり益々貧しくなると理論づけている。それはマルサスの「人口原理」に基づいて批判している。

③マルサスは人口の増加と食料の増加の関係について2つの不変の法則を定めた。1つ目は、食料は人類の生存に必要である。2つ目は、人間の種族保存本能は必然的なものであり、大体现在のまま変わりがない。その結果、人口は何らかの調整がされない限り幾何級数的に増加するが、生存に必要な食糧は算術級数的にしか増加しない。この差異を調整する力が必要であり、それは胎児や老人の遺棄や病死や早死および疾病、飢餓、戦死などが考えられる。更に道徳的抑制として結婚を遅らせることも提案した。つまり、子供を育てる能力

を持たないのに結婚し子供を産むことは社会的に見て道徳的な行為ではないと主張した。

以上の「人口の原理」からマルサスはこれまでの救貧法は貧民を扶助するだけで、食糧を増産することを考慮していないため貧民の数が増えるだけであると批判した。

多くの貧民は生活が困窮すれば救貧法が救ってくれるため、将来のことを考えず浪費してしまう。このように救貧法は人々の独立の精神を奪ってしまうと批判している。そこで、院外救済を廃止して貧民は全てワークハウスに収容して道徳的抑制を加えなければならぬと主張した。

マルサスの理論は自然の法則であり科学的説明であると多くの人々に認められていった。人道主義者たちが科学的理論を持っていなかったため自然法則的改革論は優勢になった。マルサスが、救貧法の改革を目指していた人道主義者たちに対し、人口の自然法則は聖書の道徳律と矛盾しないことを明らかにしていったことが受け入れられていった大きな要因である。自然の諸法則は神の諸法則であると主張していったことが福音主義者に受け入れられ、更に彼らは教会による宗教的慈善を科学的博愛主義に結びつけた。

結論：マルサスの人口原理は 2 つの公準に基づいているおり、将来に希望が持てないような論調である。またマルサスの所得再分配に関して、補助受給者がすべて酒を飲んで使ってしまうという考え方は、時代の風潮であったのかも知れないが、極端であると思う。

#### (B)

マルサスの救貧法批判について、その思想と理論的根拠、並びに社会的影響について論じなさい